

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：伊仙町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.3%
全職員	73.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	95.5%
本庁係長相当職	93.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	85.5%
6～10年	90.2%
1～5年	96.6%

【説明欄】

(1) 役職段階別

- ・本庁部局長・次長相当職については、当団体においては、該当する職員がいないため「—」表記としている。
- ・本庁課長相当職においては、該当する女性職員が1名のため、個人の特定につながるため「—」表記としている。

(2) 勤続年数別

- ・36年以上、26年～30年、16年～20年の該当女性職員がいないため、「—」表記としている。
- ・31～35年、21～25年については、該当する女性職員が1名のため、個人の特定につながるため「—」表記としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。